

国からの要請に基づく接続検討依頼に対する回答について

(回答予定日：2025年11月19日)

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関して、国から「暫定的な連系予約及び接続検討の要請について（令和7年7月24日付20250718資省部第2号）」により連系予約及び接続検討の要請があった。

本機関は当該要請を受け、2025年7月30日付けで、一般送配電事業者に対して連系容量の確保と接続検討を通知しており、今般、一般送配電事業者より接続検討の回答があったことから、業務規程第71条第3項の規定に基づき、一般送配電事業者の検討内容について妥当性の確認を行った。

確認の結果、下表にある5件の接続検討について、いずれも妥当であったことから、業務規程第72条第1項の規定に基づき、別紙のとおり回答することとしたい。

接続検討の妥当性確認結果

受付番号	受付日	確認結果
AK25A0001	2025. 7. 30	妥当
AK25A0002	2025. 7. 30	妥当
AK25A0003	2025. 7. 30	妥当
AK25A0004	2025. 7. 30	妥当
AK25A0005	2025. 7. 30	妥当

以上

【添付資料】

別紙：本機関回答書（AK25A0001, AK25A0002, AK25A0003, AK25A0004, AK25A0005）

別紙は情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため非公表とする。